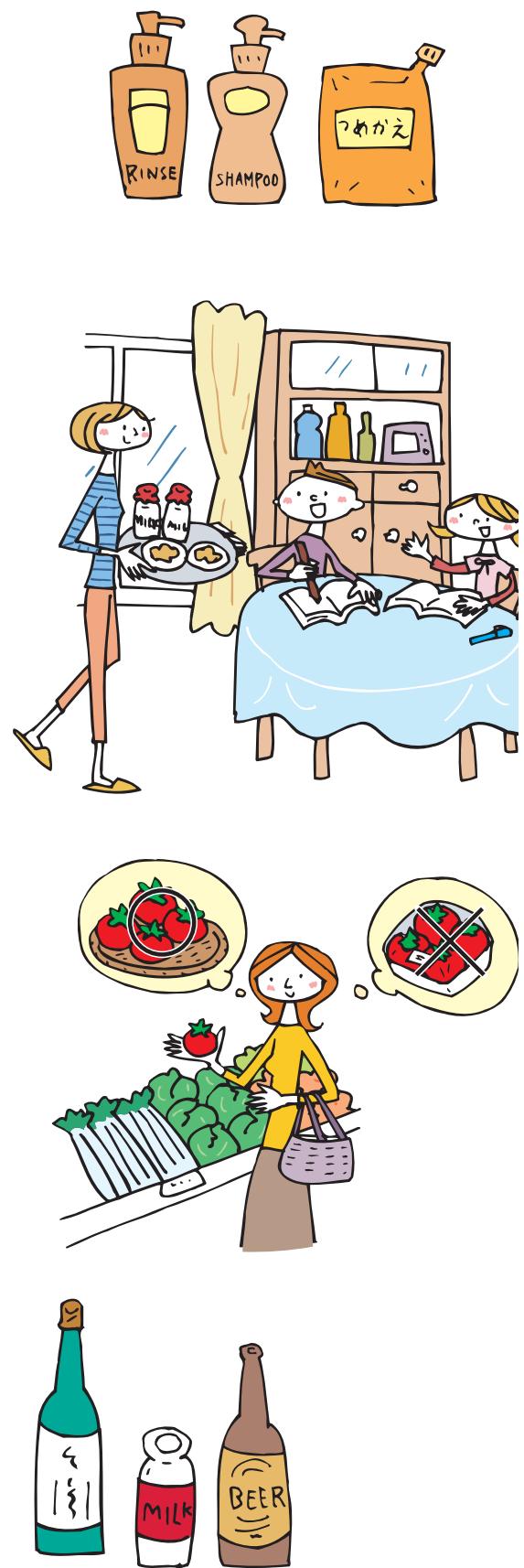


# 見直そう。身近なことから少しづつ。

わたしたちの生活と「容器包装リサイクル法」



# 毎日の暮らしと大切な資源

私たちはより快適に生活するために、大量にものをつくり、消費し、いらなくなったら捨てるということを当たり前のように行ってきました。不だん何気なく捨てているごみの問題は、私たちにとって身近な問題。例えば有害物質を含んだごみがそのまま捨てられると、環境を破壊するばかりでなく私たちの健康にも影響を及ぼします。また、家庭ごみは燃やされたり碎かれた後埋め立てられますが、埋め立て地はどこも限界寸前。さらに、私たちが使っているものの原材料は、大半を海外からの輸入に頼っており、ごみとなっているものを資源として大事に使うことが必要とされています。今、ひとりひとりの問題としてこのような大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直すことが求められているのです。



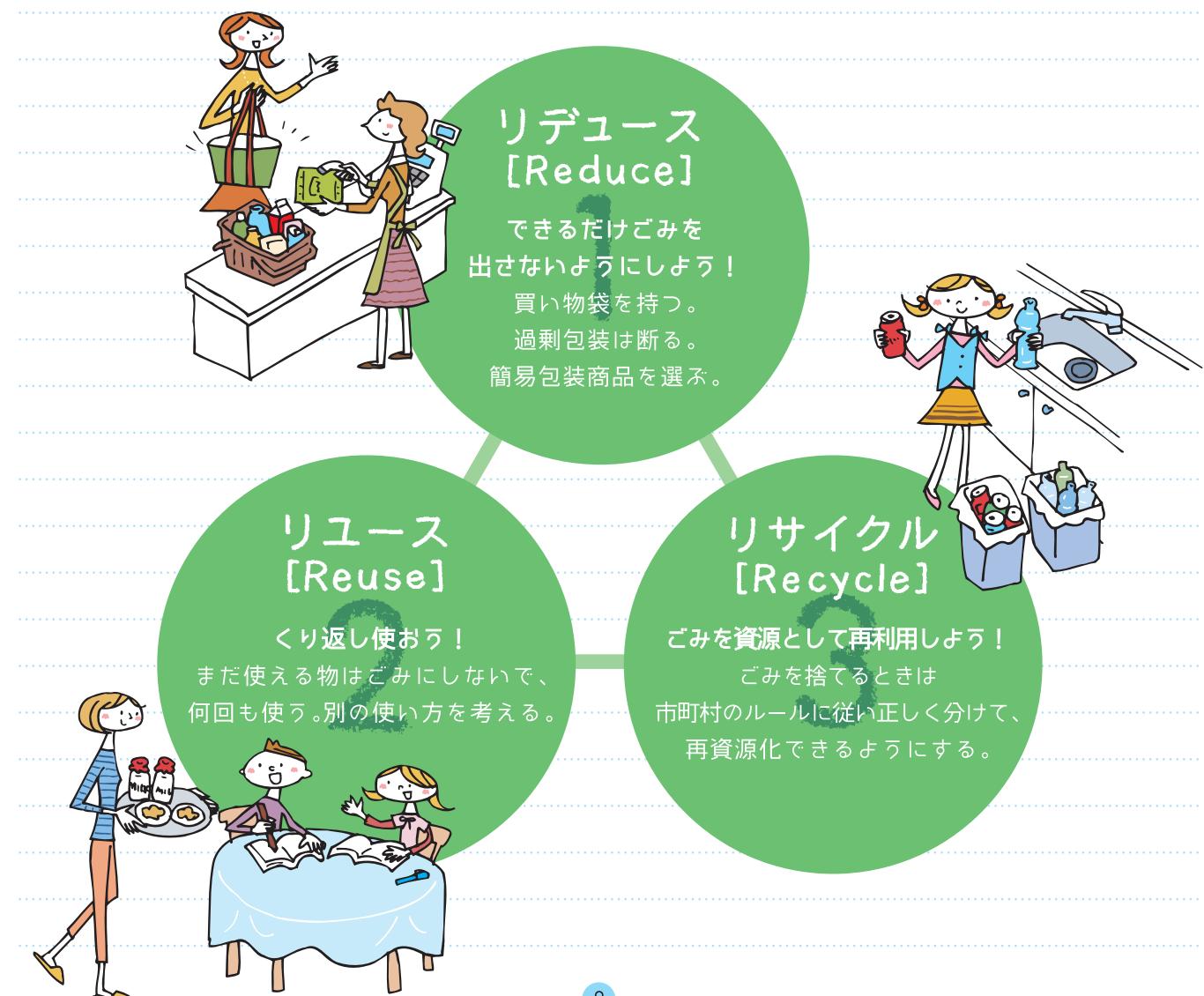
# 私たちの暮らしと3R

## ◎ 環境に配慮した循環型社会を目指そう

私たちが目指すのは循環型社会。これは物質の循環を実現し、資源の消費や環境への負荷を少なくする社会のこと。そのためには、ごみそのものの発生を抑えたり、これまでごみとして捨てていたものを再使用・再生利用して、処分するごみの量ができるだけ少なくする工夫が必要となります。

## ◎ 循環型社会のキーワード「3R」

循環型社会を目指すうえでもっとも大切なのが、まずごみを出さないこと(Reduce)。次に、使えるものはくり返し使うこと(Reuse)。最後に、それでも出てしまったごみは資源として再利用すること(Recycle)。これら3つのRを実践することが、ごみの減量=環境にやさしい社会の実現の鍵となります。

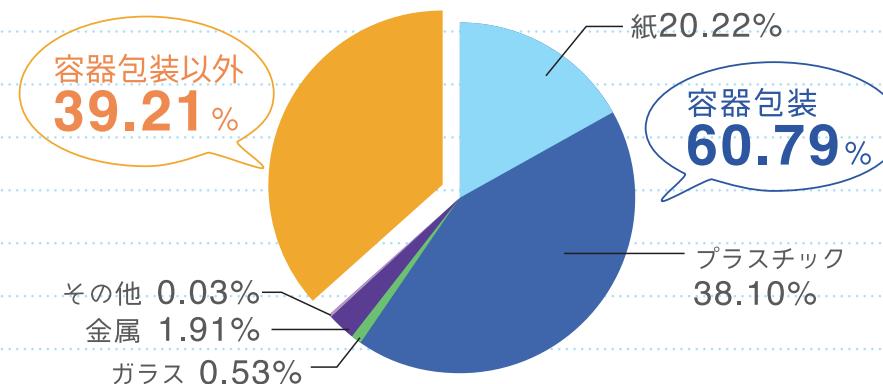


# 私たちの生活と容器包装リサイクル法

## ◎ ごみの約60%が「容器」と「包装」

家庭から出るごみの量は年間5,000万トン以上(東京ドーム140個分)。この量は1人が1日に約1kgのごみを出している計算になります。その容積の約60%を占めるのがレジ袋、PETボトル、空き缶、ガラスびんなどの「容器」と「包装」。これらのごみを減らすことが、私たちひとりひとりの責任です。

家庭ごみ中の容器包装廃棄物の容積比(平成17年度)



出典:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

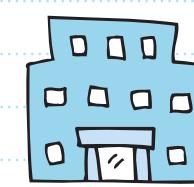
## ◎ 容器包装リサイクル法とは?

ごみの大半を占める容器・包装を資源として甦らせることを目的に、平成7年6月「容器包装リサイクル法\*」が公布され、平成9年4月から施行されました。容器包装のリサイクルには、容器・包装を使う事業者、家庭ごみを分別収集する市町村、そして容器包装を家庭からごみとして出す消費者、つまり「あなた」の協力が大切になります。

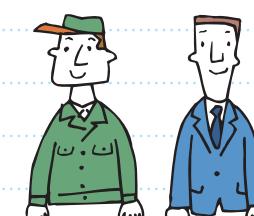
\*正式名称:容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)



消費者=あなた



市町村



事業者

## ◎ 容器包装リサイクル法のしくみ

まず、ごみとなる容器包装をできるだけ少なくすることが一番大切。そして、ごみとなってしまった容器包装はきちんと分別して出すことが、リサイクルの第一歩となります。ごみをできるだけ減らし、またごみを資源に生まれ変わらせる「主役」は、私たち消費者です。



## ◎ 分別収集の対象となる容器・包装

容器包装ごみを減らし、またリサイクルをするためには、まず消費者である私たちがしっかり容器・包装を覚え、それがごみとなった場合には、きちんと分けて出すことが大切。

\*容器・包装とは、商品を入れたり包んだりしているものです。

下の種類ごとに識別するためのマークが付いています。



※分別収集の対象となる容器・包装の種類や分別区分は、お住まいの市町村によって異なります。

# 私たちにできる容器包装3R

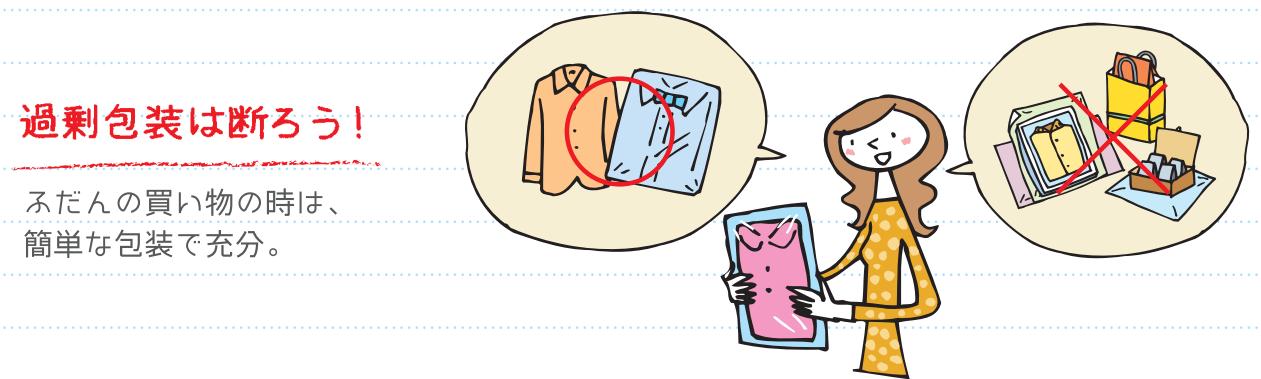
ごみを減らすには、まず私たちが物を買う前にそれが本当に必要かどうか考えること。そしていらなくなつた物をごみとして捨てるのではなく、再利用することが大切です。それでも出てしまつたごみは分別して捨てることで、もう一度資源として利用できることです。3Rの考え方をひとりひとりが実践することで、少しずつライフスタイルを見直していくましょう。

## 1.リデュース [Reduce]



### 買い物袋を持とう！

買い物の時はマイバッグを持って行って、レジ袋を断ろう。



### 過剰包装は断ろう！

ふだんの買い物の時は、簡単な包装で充分。

#### ◎ リデュースがもっとも大切な理由

ごみをリサイクルしたり、たとえ焼却しても、その過程で必ずごみが発生します。また、リユースやリサイクル、ごみ処理にはエネルギーが必要となり、化石燃料などの資源を消費することになります。だから、ごみを出して処理するのではなく、ごみそのものを出さないことが最も資源を有効活用する方法なのです。まずはひとりひとりが「リデュース」を心がけましょう。

より「リデュース」を徹底させるために容器包装リサイクル法が改正されました。

循環型社会を目指して、より優先して進めるべき排出抑制(リデュース)をさらに進めるために、平成18年6月に容器包装リサイクル法が以下のように改正されました。

平成19年4月1日施行

#### ●容器包装廃棄物の排出抑制の促進

##### 1. 3R推進マイスターによる普及啓発の推進

環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す著名人やオピニオンリーダーを「3R推進マイスター」として環境大臣から委嘱。彼らのメッセージやアドバイスを参考に、私たちもできることからはじめましょう。

##### 2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

小売業者は、自らが容器包装の排出を抑制することはもちろんのこと、消費者に向けて容器包装を減らすための働きかけを行うことが求められます。事業者と一緒に私たち消費者も容器包装廃棄物の排出抑制に努めましょう。

容器包装の使用量が多い業種であるデパートやスーパー、ドラッグストアなどの小売業を対象に、容器包装の使用方法の見直しや代替手段の利用などを求めていいます。これを受け、小売業者は消費者に対し、容器包装の有料化や、容器包装を使用しなければポイントを提供するなど、容器包装廃棄物の排出抑制を促進することになります。このため、マイバッグを持つなど、私たち消費者も協力が求められています。

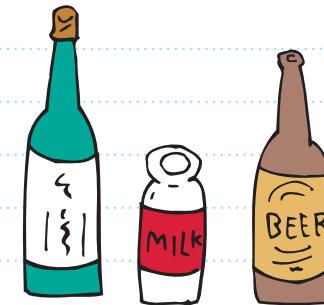
また、小売業者自らも、できるだけ薄く、軽い容器包装や適切な大きさの容器包装を使用することや商品の量り売りなどによる簡易包装化を進めいくことが求められています。

ごみの減量には、国、自治体、事業者、そして私たち消費者、すべての協力が必要です。まずは身近なことから取り組んで行きましょう。

## 2.リユース [Reuse]

### リターナブル容器を選ぼう!

牛乳びんやビールびんなど、洗って使える容器を使おう。



### 詰め替えられる商品を買おう!

洗剤やシャンプーなどは、中身を詰め替えて使おう。



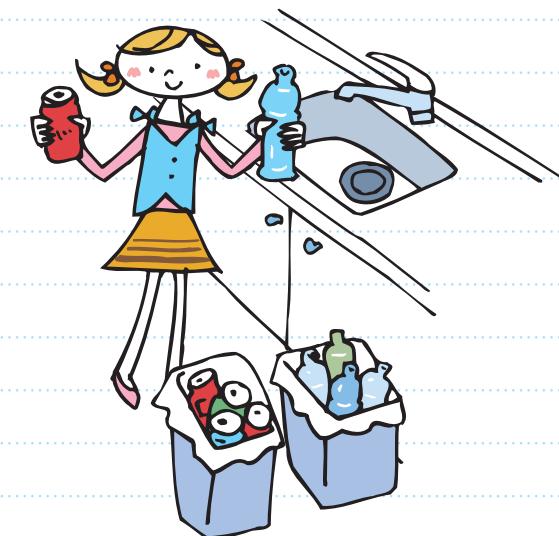
### ◎ リターナブルびんとワンウェイびんの違い

リターナブルびんとは、洗って何度も繰り返し使うことができるびんのこと。例えば牛乳びんやビールびんなどのように、回収されるとそのままの形で再び容器として使用されます。一方、ワンウェイびんとは、1回だけ使うことを目的につくられたびんのこと。ただし、使い終わったあとに分別収集を経てリサイクルシステムにのせれば、くだけてカレットと呼ばれるびんの原料となります。カレットは高温で溶かされて再びガラスびんに生まれ変わります。資源やエネルギーをむだにしないという意味では、リターナブルびんがおすすめです。

## 3.リサイクル [Recycle]

### ごみはきちんと分別して捨てよう!

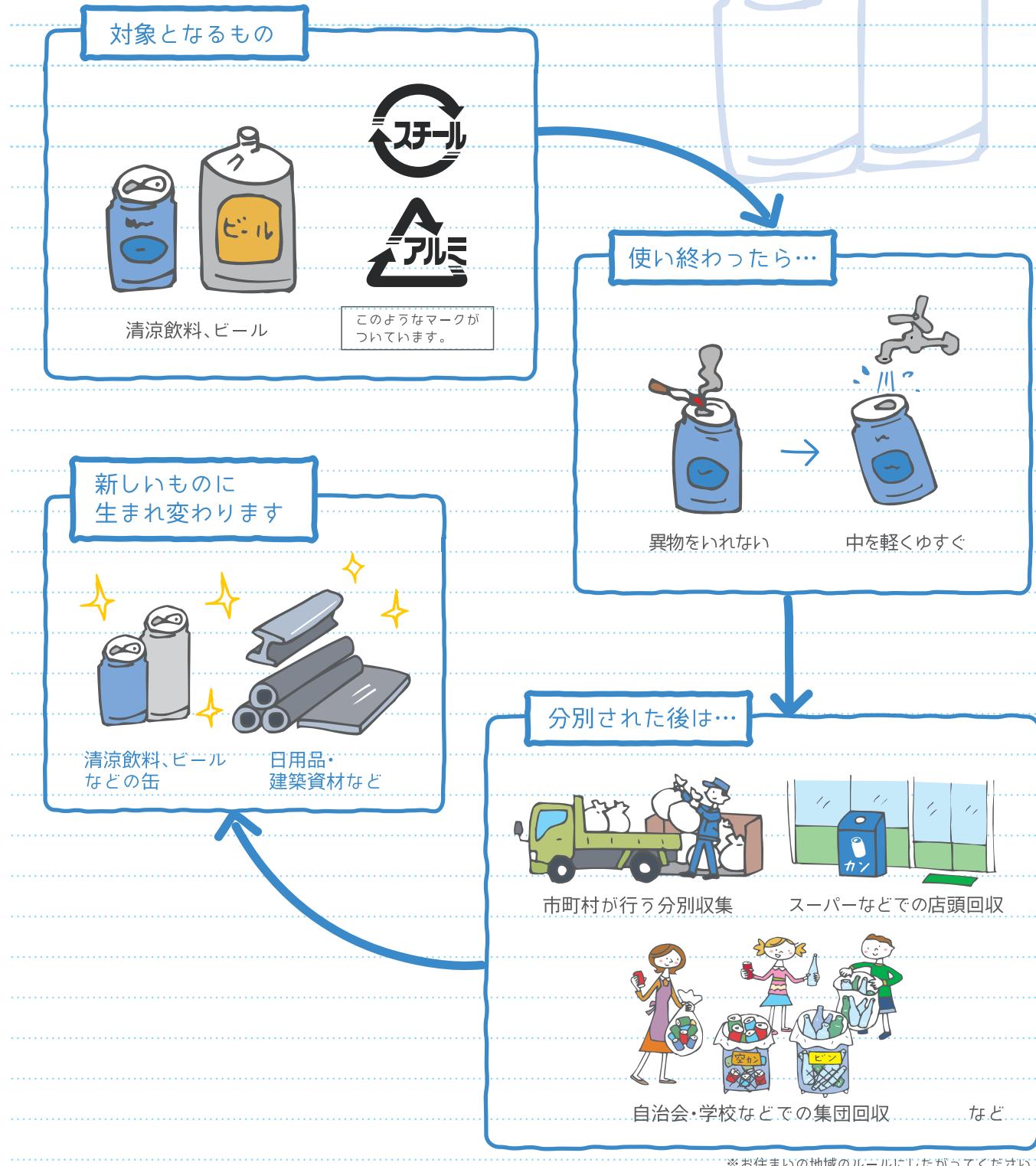
ごみを資源として甦らせるためには、正しい分別を行うことが必要です。私たちが家庭でごみを分別する際には、商品の容器や包装に表示されている識別マークが参考になります。分別するときには、住んでいる市町村のルールに従って、中を軽くゆすぐ、異物を取り除くなど、リサイクルしやすいように協力しましょう。



## スチール缶・アルミ缶

年間約300億個もつくられている飲料缶も、リサイクル率は80%以上。

再び飲み物の缶に生まれ変わるなど、資源、エネルギーの節約に大きな貢献をしています。



## ガラス製容器

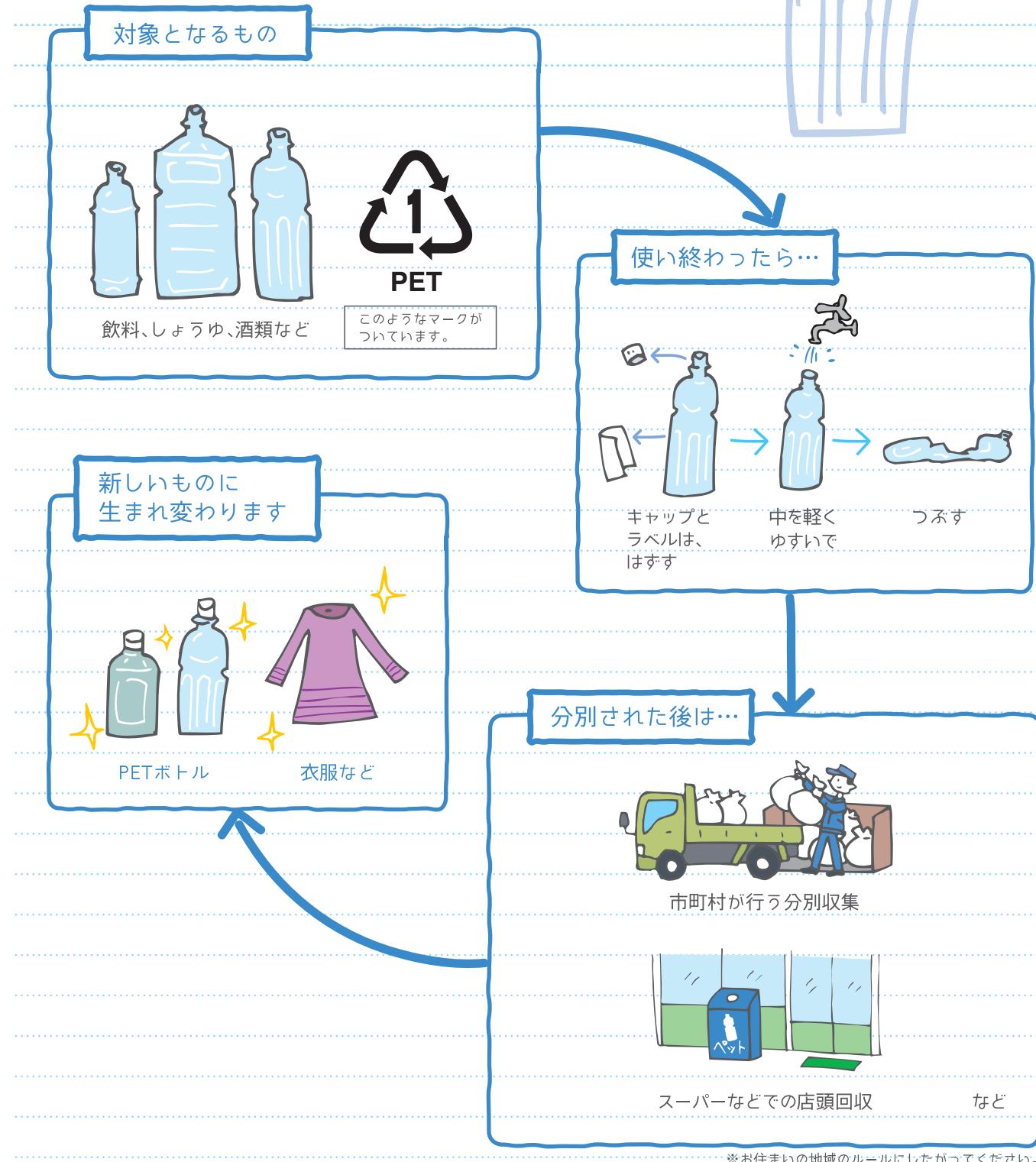
ビールや調味料でおなじみのガラスびんは、リサイクル率が高く、

原料の約90%が回収されたガラスびんからできています。



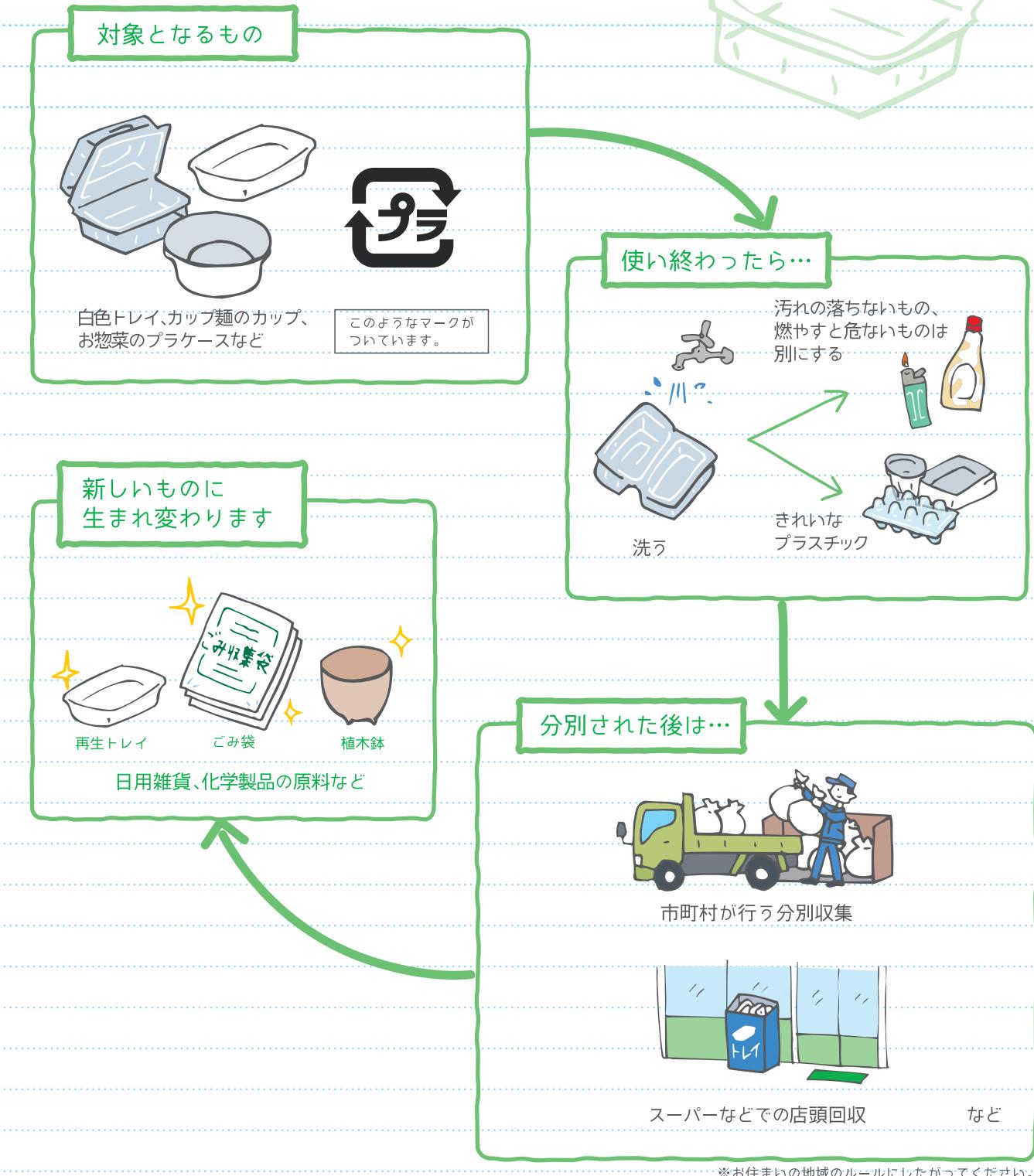
## PETボトル

年間50万トンも使われているPETボトルの95%は清涼飲料。  
生産量はこの7年間で倍増し、回収率も60%を突破しました。



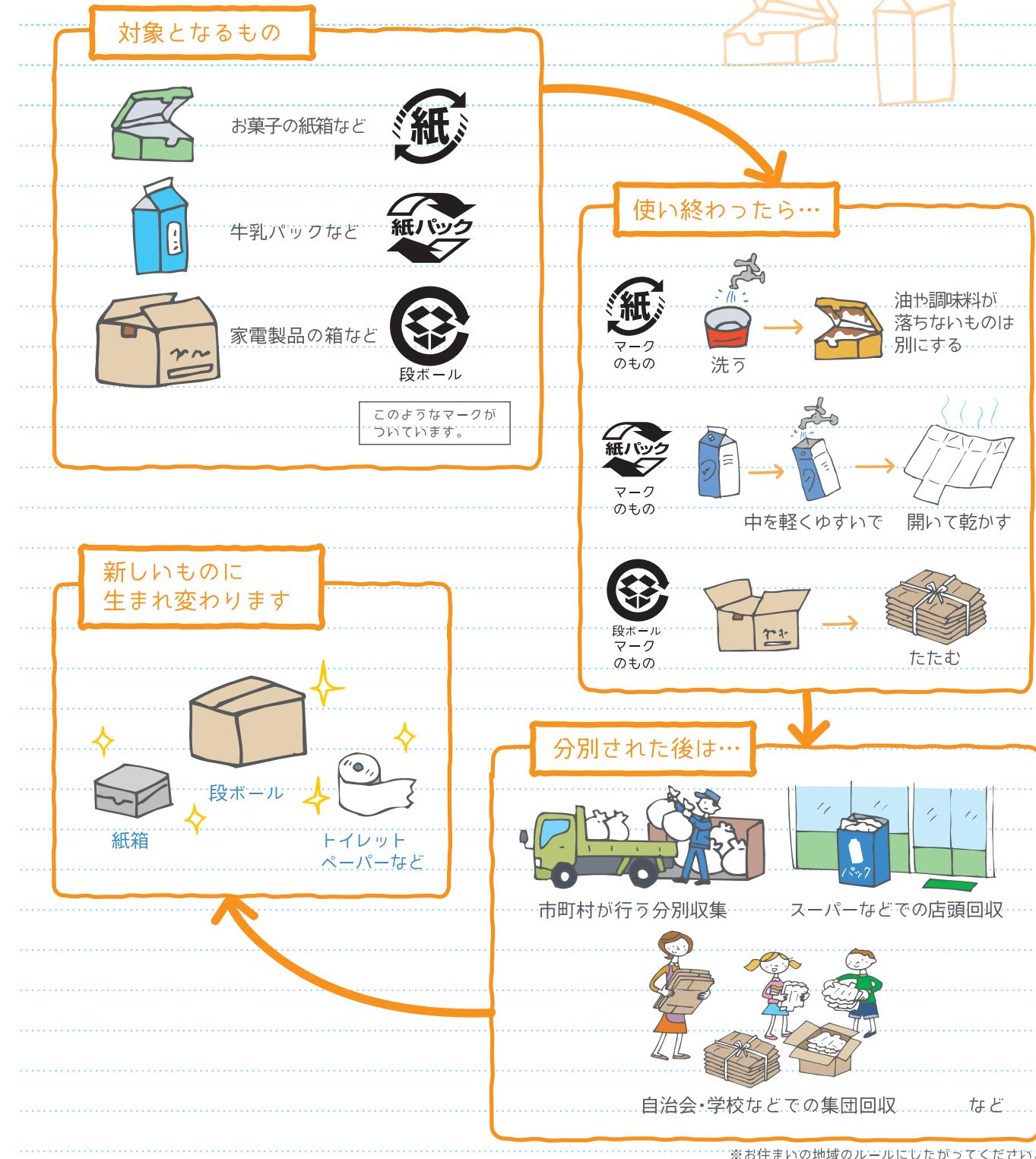
## プラスチック製容器包装

種類やカタチがたくさんあるプラスチックは分別するときに工夫が必要です。  
洗って落とせる食べ物の汚れはキレイにして、分別しましょう。



紙製容器包装・紙パック・段ボール

日本で紙のリサイクルがはじまったのは一千百年前。  
今では紙の60%までが再生紙となっています。



実は容器包装に当てはまるもの

1. カップラーメンのふた



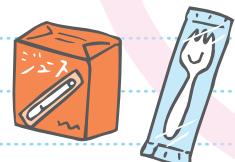
カップと一緒に中身を包んでいるため対象となります。

2. お弁当に入っている透明のフィルム



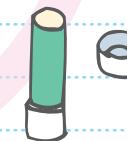
お弁当ケースと合わせて、食べ物を保護しているため対象となります。

3. 飲料パックのストローや  
お弁当のスプーンの袋



ストローも商品の一部であるため対象となります。

4. スティック状の  
リップクリームの入れ物



クリームがなくなった時には要らなくなるため対象となります。

実は容器包装に当てはまらないもの

1. 家庭で使うラップ



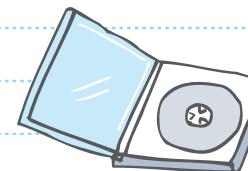
家庭で使うラップはそれ自体が商品であるため対象なりません。

2. クリーニングの袋



袋の中身は商品ではなく、クリーニングされた服であるため対象なりません。

3. CDのケース



CDの持ち運びに必要なことからケースは対象なりません。

4. 宅配便の袋や箱



宅配便の中身は商品ではなく、個人から個人への贈り物などであるため対象なりません。

※ただし、通信販売に使われたものは対象になります。



## お問い合わせ先

環境省	住所	TEL
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-3581-3351
北海道地方環境事務所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F	011-251-8700
東北地方環境事務所	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F	022-722-2870
関東地方環境事務所	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F	048-600-0516
中部地方環境事務所	〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F	052-955-2130
近畿地方環境事務所	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F	06-4792-0700
中国四国地方環境事務所	〒700-0984 岡山県岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F	086-223-1577
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6F	087-811-7240
九州地方環境事務所	〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22	096-214-0311

■ホームページ:<http://www.env.go.jp/>

より詳しい内容について <http://www.env.go.jp/recycle/yoki/index.html>(容器包装リサイクル法)をご覧ください。